平成26年1月17日 第11551号

◎岡山県告示第八号

平成二十五年度におい 次に掲げる県統計調査を実施する。

平成二十六年一月十七日

隆 太

平成二十五年度岡 山 きい き子どもプランに係る県民意識調査

県統計調査の

平成二十七年度からの子育て支援の指針となる新たな岡 Ш きいき子どもプラン

の策定に当たり、 子育ての現状、 意識等を調査し て策定の基礎資料とする。

2 県統計調査の対象の範囲

第一群 二十歳から四十九歳までの男女

保育所又は幼稚園に通う乳幼児 \mathcal{O} 保護者及び 小学校第三学年までの児童

の保護者

報告を求める事項及び

その基準となる期

又は

子育ての現状及び意識に関する事項

(1) 報告を求める事項

(2)その基準となる期日

平成二十六年一

報告を求める者

4

2の第一群及び第二群 0 各千五百

報告を求めるために用 、る方法

5

2の第一群を対象とする調査にあ 0 ては オンライ 査、 2の第二群を対象とす

る調査にあっ

6 報告を求める期間

実施部課名

平成二十六年

7

保健福祉部子ども未来課

◎岡山県告示第九号

二十三号)第二十九条第一項の規定により、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 次の指定障害福祉サー (平成十七年法律第百 ビス事業者を指定し

7

平成二十六年一月十七日

月二一 フ在一 月一十 日

岡山県知事

木

太

事業所の名称及び所在地

ほほえみわぁ

瀬戸内市邑久町豊原五五—二所在地

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

名称

特定非営利活動法人NPO瀬戸内

2 主たる事務所の所在地

瀬戸内市邑久町福谷一九二八

三 指定年月日

平成二十六年一月一日

事業所番号

兀

サービスの種類

四五

五

就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)

◎岡山県告示第十号

児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第二十一条の五の三第一項の規定によ

り、次の指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成二十六年一月十七日

事業所の名称及び所在地

岡山県知事

太

おひさま 早島事

所在地

都窪郡早島町早島二二九-五戸名土

名称

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社HUG

Н

主たる事務所の所在地

2

岡山市北区下中野三二三—一一三

三 指定年月日

平成二十六年一月一日

四 事業所番号

三三五二六〇〇〇四

五

放課後等デイサービ

◎岡山県告示第十一号

本文の規定により、 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 次のとおり指定居宅サー 第四十一条第一項本文及び第五十三条第一 ビス事業者及び指定介護予防サービス事

業者を指定した。

平成二十六年一月十七

山 県知·

太

事業所の 名称及び所在地

2

所在地

浅口リ リ型デイサー ス 絆

岡山県浅口市鴨方町

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

小坂西四二二七

株式会社 ビリ型デイサー

2 所在地

岡山県笠岡市二番町 五

三 指定年月日

平成二十六年二月 介護保険事業所番号 日

兀

三三七二七〇一〇五六

サービスの種類

五

介護予防通所介護

通所介護

事業所 0 名称及び所在地

1

OSKデイサー ス 健幸プラザやか

2 所在地

岡山県小田郡矢掛町西川面字宿二六八番

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1

株式会社岡山スポー名称

2

岡山県岡山市北区絵図

一番五〇号

指定年月日 平成二十六年二月一

五.

通所介護

介護予防通所介護

三三七二八〇〇四三七 介護保険事業所番号

兀

:山県告示第十二号

漁業法 水面における第五種共同漁業権の免許を受けた者の定める遊漁規 (昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十九条第一項の規定により、 則を認可

平成二十六年一月十七日

[県知 木 太

漁業権者の

同組

合内共第一号第五種共同漁業権

- (2)(1)漁業協同
- 所在地 · 和 気 七五.
- 漁業権の免許番号

2

内共第一号

認可に係る内容

3

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略 関係書類を岡山県農林水産部水産課、 畄 山市、

備前市、 瀬戸内市及び赤磐市 \mathcal{O} 各市役所並び 和気町 及び美咲町 \mathcal{O} 各役場に備え置

て縦覧に供する。)

4 遊漁規則の施行の

平成二十六年一月一日

- 吉野 川漁業協同組合内共第二号第五
- 漁業権者の 名称及び所在地
- 吉野川漁業協同組合
- (2)(1)所在地 美作市 松脇六 五.
- 漁業権の免許番号

内共第二号

3 認可に係る内容

次のとおりとする。

(「次のとおり」 は省略し、 関係書類を岡山県農林水産部水産課、 各役場に備え置 津山市及

び美作市の各市役所並び 西粟倉村及び美咲町 \mathcal{O}

11 て縦覧に供する。

遊漁規則 の施行

月

吉井川漁業協同組 合内 共第三号第五種共同漁業権

漁業権者の 及び

(2)(1)

所在地 市

漁業権の免許番号

2

内共第三号

3 認可に係る内容

次のとおりとする。

(「次のとおり」 は省略 関係書類を岡山県農林水産部水産課、 て縦覧に供する。)

並びに鏡野町、 勝央町及び美咲町 の各役場に備え置い

遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

加 茂郷漁業協同組合内共第四号第五種共同漁業権

漁業権者の 名称及び所在地

称 加茂郷漁業協同組合

(2)(1)所在地 市加

漁業権の免許番号

内共第四号

3 認可に係る内容

次のとおりとする。

(「次のとおり」 は省略 \mathcal{O} 関係書類を岡 水産課及び

役所に備え置いて縦覧に供する。)

遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

五. 久田 .川漁業協同組合内共第五号第五種

漁業権者の 名称及び所在地

(2)(1) 久田 漁業協同組合

所在地 野町井坂四五

2 漁業権の免許番号

]共第五号

3

次のとおりとする。

(「次のとおり」 0 県農林水産部水産課及び鏡野

役場に備え置い

て縦覧に供する。)

遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

奥津川漁業協同組合内共第六号第五種共同漁業権

漁業権者の名称及び所在地

(2)(1)所在地 苫田郡鏡野町奥津

ΪĹ

漁業権の免許番号

内共第六号

3 認可に係る内容

次のとおりとする。

「次のとおり」 は省略 \mathcal{O} 水産課及び鏡野

役場に備え置いて縦覧に供する。)

遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

南部漁業協同組合連合会内共第七号第五種共同漁業権

漁業権者の名称及び所在地

七

旭

(2)(1)旭川南部 漁業協同組合連合会

所在地 岡山 市北 区 八五九

漁業権の免許番号

内共第七号

3 認可に係る内容

のとおりとする。

(「次のとおり」 は省略 その関係書類を岡山県農林水産部水産課、

所並びに久米南町 及び吉備中 · 央町 各役場に備 え置 て縦覧に供する。)

九

4 遊漁規則 の施行

月

旭 組合内共第八号第五種共同漁業権

漁業権者の 及び所在

(2)(1)中央漁業協同

所在地 真庭市勝山

2 漁業権の免許番号

内共第八号

3 認可に係る内容

次のとおりとする。

並びに新庄村、 (「次のとおり」 美咲町及び吉備中 は省略 その -央町 関係書類を岡山県農林水産部水産課、 の各役場に備え置い て縦覧に供する。) 真庭市役

遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

湯原漁業協同組合内共第九号第五種共同漁業権

漁業権者の 名称及び所在地

(2)(1)称 湯原漁業協同組合

所在地 真庭市豊栄一五二八

漁業権の免許番号

内共第九号

3 認可に係る内容

次のとおりとする。

(「次のとおり」 は省略 0 関係書類を岡 水産課及び

役所に備え置いて縦覧に供する。)

遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

旭

北漁業協同組合内共第一

○号第五種共同漁業権

漁業権者の 名称及び所在地

旭川 北漁業協同組合

(2)(1) 所在地 市蒜 Ш L上長田. 九

五.

2 漁業権の免許番号

3

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し 0 県農林水産部水産課及び真庭市

遊漁規則の施行の日

役所に備え置い

て縦覧に供する。)

平成二十六年一月一日

高梁川漁業協同組合内共第

漁業権者の名称及び所在地 漁業協同組合

(2)(1) 所在地 高梁川 高梁市鉄砲町五二

漁業権の免許番号

内共第一一号

認可に係る内容

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、 その関係書類を岡山県農林水産 水産課並び

総社市及び高梁市の各市役所に備え置い て縦覧に供する。)

遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

田川漁業協同組合内共第一二号第五種共同漁業権

漁業権者の名称及び所在地

(2)(1)小田 川漁業協同組合

所在地 小田郡矢掛町矢掛三〇

漁業権の免許番号

内共第一二号

認可に係る内容

3

のとおりとする。

(「次のとおり」 は省略 その関係書類を岡山県農林水産部水産課 倉敷市

井原市の各市役所並びに矢掛町 役場に備え置い て縦覧に供する。)

の施

組 合内共第一 三号第五種共同漁業権

- 漁業権者の 及び所在
- (2)(1)芳井町漁業協同組
- 所在地 井原市芳井町吉井八二〇-
- 漁業権の免許番号

内共第一三号

認可に係る内容

次のとおりとする。

 \mathcal{O} 県農林水産部水産課及び井原市

所に備え置いて縦覧に供する。)

遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

成羽

川漁業協同組合内共第

四号及び第

五号第五種共同漁業権

- 漁業権者の名称及び所在地
- (2)(1)名 称 川漁業協同組合
- 所在地 高梁市成羽町下 0

Ŧī.

漁業権の免許番号

認可に係る内容

次のとおりとする。

(「次のとおり」

は省略し、

 \mathcal{O}

水産課及び高梁市

3

内共第一四号及び第一 五号

所に備え置いて縦覧に供する。)

遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

十五 成羽川漁業協同組合内共第一 六号第五種

- 漁業権者の 成 羽 名称及び所在地
- (2)(1) 高梁市 漁業協同組合 成羽町下原一○一三−

五.

2

3

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し 0 県農林水産部水産課及び高梁市

所に備え置いて縦覧に供する。)

遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

新見漁業協同組合内共第一七号第五種共同漁業権 漁業権者の名称及び所在地

(2)(1)

漁業権の免許番号

所在地

新見市金谷

一三七

内共第一七号

認可に係る内容

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、 0

役所に備え置いて縦覧に供する。)

遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

新見漁業協同組合内共第一 八号第五種共同漁業権

漁業権者の名称及び所在地

(2)(1)新見漁業協同組合

所在地 新見市金谷 1 | 三七-1

漁業権の免許番号

内共第一八号

認可に係る内容

3

次のとおりとする。

(「次のとおり」 は省略し、 0) 水産課及び

所に備え置い て縦覧に供する。)

1 共第一 九号及び第二〇号第五種共同

- 及び所在
- (2)(1)漁業協同
- 所在地 市中 区桑野七
- 内共第一九号及び第二〇号

漁業権の免許番号

認可に係る内容

次のとおりとする。 0 県農林水産部水産課及

び

遊漁規則の施行の日

所に備え置いて縦覧に供する。)

平成二十六年一月一日

児島湾淡水漁業協同組合内共第二一号第五 種共同

- 漁業権者の名称及び所在地
- (2)(1)称 児島湾淡 水漁業協同
- 所在地 岡山市南
- 漁業権の免許番号

内共第二一号

認可に係る内容

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略 その 関係書類を岡山 水産課

市 及び玉野市の各市役所に備え置 て縦覧に供する。)

遊漁規則の施行の日

平成二十六年一月一日

児島湾淡水漁業協同組合内共第二二号第五種共同漁業権

- 漁業権者の 名称及び所在地
- (2)(1) 水漁業協同組合
- 市南 区あ ぼ 六

2 漁業権の免許

認可に係る内容

3

(「次のとおり」は省略し、次のとおりとする。

その関係書類を岡山県農林水産部水産課並びに岡山

平成二十六年一月一日遊漁規則の施行の日

市及び玉野市の各市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎岡山県告示第十三号

川工事の施行により、 次のとおり廃川敷地等が生じたの で、 河川法施行令 (昭 和

十年政令第十四号)第四十九条の規定により公示する。

その関係図面は、 岡山県土木部河川 課及び岡山県美作県民局建設部真庭地域維持管理

に備え置いて縦覧に供する

平成二十六年一月十七日

可川の名称

一級河川旭川水系田羽根川

廃川敷地等が生じた年月

平成二十六年一月十七日

廃川敷地等の位置

 \equiv

真庭市田羽根地内

廃川敷地等の種類及び数量

兀

川敷地二、八一三・七五平方メートル

 山県知事
 伊原木
 隆

太

四 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により、

のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十六年一月十七日

岡山県知事 伊原木 隆

太

申請のあった年月日

平成二十六年一月九日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子育て交流支援

三 代表者の氏名

小西知恵己

四 主たる事務所の所在地

津山市上田邑一七八五番地

五 定款に記載された目的

この法人は、 本邦に居住する者に対し 子育てに関する事業を行い、 心豊かに、

安心して子育てができる家庭環境づくりに寄与することを目的とする。

[一五] 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第一項の規定に

次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成二十六年一月十七日

事

高崎土地改良区

丘

1

JII 3

か λ

が V 地 区

工

岡山県知

原

木

太

完了年月日

排 水

二六 六年一月十五日付けで、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一 \mathcal{O} 建設業者の許可を取り 消した。 項 0 規定により、 平成二

平成二十六年一月十七

山 知 木 太

商号又は

株式会社ウ 才 ル ハウス

三

主たる営業所

 \mathcal{O}

兀

許可番号

五 許可年月日

笠岡市四番町四

友子

処分の内容

山県知事許可

第二三九一三号

平成二十三年十月二十日

建設業法第二十九条第一項の規定による次の建設業の許可の 二工事業、 般建設業のうち土木工事業、 石工事業、 屋根工事業、 建築工事業、 タイル・ れ んが 大工工事業、 ブロツク工事業、 左官工事業、

鉄筋工事業、 ほ装工事業、 しゆんせ つ工事業、 板金工事業、 ガラス工事業、

塗装工事業、 防水工事業、 内装仕上工事業、 熱絶縁工事業、 建具工事業、 水道施設

工事業

七 処分の原因 とな

第七条第一号に掲げる許可 株式会社ウォ ノスは、 経営業務の管理責任者が既に退社し このことは ており、 同法第二十九条第 建設業法

 \mathcal{O}

基準を満たして

項第一 号に該当する。

七 V 建設業法 行政手続法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一 (平成五年法律第八十八号) 第十三条第一 項の 項の規定により、 規定による行政処分

とおり聴聞を行う。

平成二十六年一月十七

原

木

太

聴聞の件名

建設業法第二十九条第一 項の規定による一般建設業許可

当事者の商号、 代表者の 氏 主たる営業所の 地、 許可番号及び許可年

1 南美

オールゲイン有限会社

4 許可番号

3

主たる営業所

所在

2

代表者の氏名

1地 倉敷市福井二二四松尾 順紀

許可年月日

平成二十一年四月三十日

岡山県知事許可

般

第二一六二二号

三

聴聞の期日

四聴聞の場所

平成二十六年

一月二十四

日

金)

午前十時

か

山市北区 内 Щ 下二丁 自四 「番六号 Ш 県庁 六 階収用委員会室

一聴聞の件名

建設業法第二十九条第一 項の規定による一般建設業許可 \mathcal{O} 取消

当事者の商号、 代表者の 氏 主たる営業所の所在地、 許可番号及び 可年

l 商号

株式会社MKコーポレーショ

2 代表者の氏名

佐藤 康史

主たる営業所の所在地

3

)所在地 岡山市南区泉田二八 (新住所表 記 尚 山 市南

田一丁目四番三-一号)

4 許可番号

岡山県知事許可(般—二一)第二三三五八号

5 許可年月日

平成二十一年五月二十

平成二十六年

聴聞の

期日

月二十四

日

金)

午後

四 聴聞の場所

市北区内 山下二丁目四番六号 六階収用委員会室

ĴΪ (昭和三十九年法律第百六十七号)第十六条の二第四 項の規定により

次の河川整備計画の案について、縦覧に供する

0 案に V て意見を有する者は、 \mathcal{O} \mathcal{O} 日 まで 知事に

意見書を提出することができる。

平成二十六年一月十七日

河川管理者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一一縦覧の期間

級河川吉井川水系吉野川ブロック河川整備計

整備計画の案の名称

三 縦覧の場所

平成二十六年一

か

ら同年二月十六日まで

支所業務管理課、 美作市大原総合支所業務管理課、 部勝英地域設計審查班、 岡山県土木部河 美作市英田総合支所業務管理課 ĴΪ 岡山 美作市建設部建設管理課、 美咲町建設課及び美咲町柵 美作市勝田総合支所業務管理課、 勝央町産業建設部、 原総合支所産業建設課 奈義町

〔一九〕建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定に

その関係図面については、 次のとおり道路の位置を指定した。

岡山県備中県民局建設部管理課におい 般の縦覧に供

平成二十六年一月十七日

定 年 月 日 号	道路の位置	(メートル)(メートル) 道路の幅員 道路の延長	(メートル)
山県指令備中局	浅口市鴨方町鴨方字道幸替地通一八	五.	三五・〇〇
第八二一号	七五番一〇		
成二十六年一月			
Ħ			

指

木 太

 $\begin{bmatrix} \vdots \\ \vdots \\ \end{bmatrix}$ 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定による

開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年一月十七日

山

原木

太

総社市槙谷字玉買四二八五-一開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市槙谷一四八七

髙杉麻里子

許可番号

岡山県指令建指第三〇三号

次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定による

開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十六年一月十七日

 岡山県知事
 伊 原 木
 隆

太

総社市東阿曽字九反ケ坪一九二八-八開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区西辛川八一二-

インボ

キ

ル

山際二〇一号

四井 結衣

西井

許可番号

岡山県指令建指第三四〇号